

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第2回ひたちなか市障害者自立支援協議会	
開 催 日 時	午前10時00分から 令和5年10月25日(水) 午後11時50分まで	
開 催 場 所	基幹相談支援センター研修室	
出 席 者	委員(者)氏名 ひたちなか市視覚障害者福祉協会会長 皆川 嘉彦 ひたちなか市地域家族会副会長 清水 俊雄 ひたちなか市障害児者育成会副会長 石津 守代 社会福祉法人はまぎくの会理事長 有阪 加奈子 特定非営利活動法人生活支援ネットワークこもれび副理事長 楳田 美紀子 社会福祉法人オークル・ウェルフェア障害者支援施設オークスヴィレッジ施設長 鹿志村 浩史 社会福祉法人北養会就労支援センター北勝園みなと館サービス管理責任者 谷田部 敬司 社会福祉法人勇成会障がい者サポートセンターなの花施設長 岡野 益寿美 社会福祉法人町にくらす会主任 大友 智美 一般社団法人ひたちなか市医師会常任理事 小松 史 ひたちなか市社会福祉協議会生きがい福祉課課長 石崎 清顕 ひたちなか保健所係長 和泉 也寿子 ひたちなか市保健福祉部部長 大和田 征宏	
	専門部会長職氏名	ひたちなか市障害者自立支援協議会相談支援部会長 黒田 卓
	関連機関職員職氏名	基幹相談支援センター相談支援専門員 成澤 紀子
	担当部課職員職氏名	保健福祉部福祉事務所障害福祉課 課長 中村 泰久 課長補佐 中川 泰行 係長 竹原 可奈恵 主事 松岡 佳奈
会 議 次 第 及 び 会 議 の 公開又は非公開の別	1 開会 2 議事【公開】 (1) 障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画の策定について (2) 地域生活支援拠点事業について (3) 相談支援部会の活動報告について (4) 防災専門部会の活動報告について 3 その他 4 閉会	
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)		
傍 聴 者 の 数	0人	
会 議 資 料 の 名 称	・令和5年度第2回ひたちなか市障害者自立支援協議会次第	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたちなか市障害者自立支援協議会名簿</li> <li>・議案（1）障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画の策定について</li> <li>・議案（2）地域生活支援拠点事業について</li> <li>・議案（3）相談支援部会の活動報告について</li> <li>・議案（4）防災専門部会の活動報告について</li> <li>・【別紙1】防災専門部会研修企画（案）</li> </ul>
会議録の作成方法	要約筆記
その他	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画の策定について</p> <p style="padding-left: 2em;">【議案（1）障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画の策定について】</p> <p style="padding-left: 2em;">事務局より計画の概要及び素案第1章から第3章まで説明が行われた。</p> <p style="padding-left: 2em;">主な意見としては次のとおり。</p> <p>【小松会長】今、事務局から計画の概要及び素案第1章から第3章まで説明がありましたが、何かご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>【清水委員】計画の概要3-②成果目標（1）の数値について、令和4年度を基準として目標を令和8年度末の施設入所者数164名、第6期計画は令和元年を基準として目標162名となっているが、令和元年と令和4年で基準が変わっている背景などを教えていただけますか。</p> <p>【事務局】この数値目標に関しましては、毎回3年ごとに「障害福祉計画」を策定しておりまして、その3年ごとに国の方で基準が示されております。施設入所者数の基本指針につきまして、今回は5%以上ということですが、毎回国の指示により異なっておりまして、前回は1.6%以上でした。今回は、さらに地域生活への移行を進めるために、5%以上との国からの指示となっています。また、施設入所につきましては、様々な事情や地域の実情がございますので、目標としてはこの数値のとおり定めざるを得ない部分がございますけれども、必ずこの数値の達成に向けて減らしていくことは今のところ考えておりません。</p> <p>【榎田委員】今の施設入所に関する件ですが、地域生活への移行となると地域にあるサービスの充実ということと重なってくるのでこの後半と重なると思うのですが、その辺りは後半の数値に表れていて、具体的にこういう地域だから地域に移行ができるという目標を立てているものと考えてよいのでしょうか。</p> <p>【榎田委員】障害児支援のところ、令和8年度末までに児童発達支援センターが開設されるようになっていて、前から国より求められているものだと思うのですが、みんなの未来支援室は子ども未来課へ、かなりや・野蒜教室の動きも変わっています。この児童発達支援センターは、障害福祉課が携わっていくのか、それともまったく別の仕組みとして取り上げていくのかを教えてくださいませんか。</p> <p>【事務局】まず、一つ目の質問についてですが、地域支援の充実が必要なのでその辺りの手当がどうかというところだったかと思いますが、居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）が近年</p>	

大変伸びております。毎年、グループホームの新設が続いている状況ですので、そちらが受け皿としては考えられると思っております。数値の方もグループホームについて、今回は伸ばしております。また、重点施策の中で地域生活支援拠点が、地域の資源を繋いでいくというところで大事なツールになると思っていますので、そちらを早期整備ということで令和8年度を待たずに皆様のご意見を伺いながら整備を進めていきたいと考えております。

【事務局】今年度より、みんなのみらい支援室が障害福祉課から子ども未来課へ移管されました。ですが、児童発達支援センターについては、障害児計画にも入っていることから障害福祉課と子ども未来課において連携を取りながら、障害児支援を進めていかならなければならないと考えております。その部分については、今後の検討課題として市として捉えておりますので、組織横断的な部分が一部出てくるかもしれませんが、保健福祉部と子ども部で連携していくという部分において、児童発達支援センターについて検討していくことになろうかと思っております。

【有阪委員】「2.障害者プラン第3期計画の体系」の中に「【重点施策3】災害時の支援の充実」というところで、防災専門部会を立ち上げたと思うのですが、次の計画の重点施策において災害について書かれていないので、素案の「4.施策の体系の基本方針3安心して暮らすための支援」に加えていただきたいです。

【有阪委員】地域で生活していく方を増やして行くという国の施策がありますので、グループホームを増やすことも大事であります。精神障害の方は、地域のアパートで生活をしたいという話を多く聞きます。しかし、保証人がいない等の理由でアパートを借りることができないという現状があります。全国的に、居住支援ネットワークのようなものが立ち上がり、市民として一般の住宅で生活をするという方が増えてきておりますので、そういったネットワークづくりというところも今後必要ではないかと思っておりますので、計画の中に入れていただきたけると良いと思っております。

【事務局】障害者プランの方は、令和8年度まで期間としておまして、まだ計画期間が3年残っております。基本的に、プランと計画の方は並立する形で、プランの大きな流れを受けて3年ごとに福祉計画を実施計画というような意味合いで作っていきます。そのため、防災について何もしないという訳ではなく、引き続きプランの重点施策として残っていく形になります。ただ、ご指摘いただいた点については、今回の3年間の中に入れていくことは可能かと思っておりますので、次回までに事務局で検討させていただきます。

引き続き、事務局より計画の概要及び素案第4章から第6章まで、今回の計画及び素案に対する意見について配布した旨説明が行われた。

主な意見としては次のとおり。

【榎田委員】一つ目として、今後のスケジュールについて、パブリックコメント以外に当事者団体などに意見を聞く機会を設ける予定はありますか。前期に色々な計画があって、サービスを利用した方々の声はどう入るのが非常に気になる場所なので、もし可能であればそういう機会が作れるのかをお聞かせいただければと思います。

【榎田委員】次に、日々相談員として生の声が多く入ってきます。今回の計画に数値が多く出てきていますが、例えば、地域移行するにあたってグループホームが増えてきていると説明がありましたが、実際には、

施設に入所されている方は、重度の方が多いものですから、今のグループホームの現状を見るとどのような方が対象のグループホームが増えているのかを考えた場合、こういう方を対象にというグループホームができないかなというところを想定していく必要があります、多くの声が上がっています。

【榎田委員】次に、令和4年度に相談支援部会で高齢者、介護保険の事業所にアンケートを取らせていただいた時に、介護保険の事業所の中でも短期入所に協力してもよいが、どうしてよいか分からないという声が上がっていました。その辺りのところを含めての数値となっているのでしょうか。

【榎田委員】次に、訪問入浴の件数ですが、実態としてこの数値だけではなくて、訪問入浴に対する意見についてたくさんの方が上がっていると思います。実際、週2回しか入浴できないという規定の中で動いている制度なので、今起こっている実態としては、家族で頑張っていた入浴ができなくなったので、ヘルパーや訪問入浴、生活介護事業所での入浴を利用したいがみんな埋まらないのです。ヘルパーや生活介護事業所では入浴できない、訪問入浴は週2回までとなっているので、最近お願いしているのが訪問看護です。訪問看護の方たちが、重度の方を対応しています。医療なので、この中には訪問看護については見えていないと思います。精神専門の訪問看護も増えており、重度のお子さんのところにも行っており、入浴のお手伝いもかなりしてくれています。なので、訪問入浴はとても大事であり、その辺りの制度改正とかも含めて考えていただけてるのでしょうか。

【榎田委員】次に、日中一時支援の使い方と実際それでどうにか緊急時を賄おうと思っても、夜間、市外の方は受け入れないなど色々な事業所があり、その辺りもどうお考えでの数値目標であるのかをお聞きかせいただければと思います。

【事務局】利用者の意見をどのように反映していくのかということですが、こちらにつきましては、今回はアンケートについて今からは考えておりません。通常の本市の障害者プランのやり方としては、大きなプランの時に前年にやるということで、今回の予定で行くと、令和7年度に大々的に当事者及び家族の方向けにアンケート実施を考えております。今回につきましては、数値目標的なところ、実施計画というところもありますので、アンケート等は考えておりませんが、利用者の方からのご意見等はぜひ自立支援協議会の部会等にたくさんのご意見をいただいて、まだ期間がございますので、3年間の計画に盛り込んでいければと考えております。

施設入所の方または重度の方が、普通のグループホームでは難しいというご意見がございました。確かに、その通りであると思います。施設も地域の資源として重要ですし、どういったところが必要なのか、重度であっても地域で暮らしたいという方々がいらっしゃるのも確かですし、重度訪問介護を利用して重度の方でも在宅で頑張っておられる実情も承知しております。社会資源がさらに増やせることがおっしゃる通り理想だと思いますので、その辺りを計画のどこかに盛り込めるのであれば検討したいと思います。

地域生活支援事業のあり方、訪問入浴、日中一時支援事業について様々なご意見をいただきましたが、地域生活支援事業につきましては、本市独自事業ということで自主性が尊重された事業となっております。しばらく改正していない部分もございますので、この機会に3年間のどこかで部会などからたくさんのご意見を市にぶつけていただいて、それを制度化していくのがひとつのやり方だと思います。もちろん、事務局でも他市町村の最近の状況など勉強をさせていただきながら対応してまいりたいと考えております。

介護との連携につきましては、あくまでも今回の計画は、障害福祉サービスの利用実績を抽出するものでありまして、介護の反映というものはこの中にはありませんが、確かに連携と捉えている部分もございますので それにつきましては、私共障害福祉課と高齢福祉課においても、これから介護と医療の連携が進んでいく中で、我々障害分野も遅れを取る訳にはいかないので、庁内において連携を図りながら進めていきたいと考えております。いずれにしましても、様々な意見について時間がございますので、忌憚のないご意見をいただいてより良いプランにしていきたいと思っております。

【榎田委員】介護保険の事業所との課題はたくさんあると思いますが、他のところでも介護保険の事業所がすでに「共生」という形で、勉強するという意味ではなくて、実際に同じ事業所の中で両方の指定を取られている事業所があると思います。それによって、地域の色々な場面が充実していくことがたくさんあるかと思うので、できれば介護保険の事業所と一緒に考えていけるとより「共に生きる」というところが生きてくると思います。

【清水委員】第5章の成年後見制度についてですが、私共ひたちなか市地域家族会、精神障害の家族会ではありますが、8月下旬に研修会を行い、社協から成年後見制度についてご説明をいただきました。また、「親なき後」の福祉制度について市障害福祉課中川氏にも来ていただいて、出席者より非常に好評でありました。ありがとうございました。

研修会後のアンケートにおいて、自由記述欄に色々な意見がありました。制度が解りづらいのでもっと解りやすくしてほしい、講師の説明が解りやすく理解できたとありました。また、具体的な事例や費用について知りたいとの意見もありました。今後、普及を図っていく上で大事であると思っておりますので、現状をお話させていただきました。

【事務局】この制度につきましては、障害福祉課、高齢福祉課、社会福祉協議会と連携を図りながら推進しているところであります。基幹相談支援センターにおいても、今年11月30日に成年後見制度の講演会がございまして、社会福祉協議会においても成年後見制度の普及啓発を図っているところであります。今、清水委員がおっしゃられた通り事例や費用、制度が解りづらいなど、まだまだ身近な制度とは言えないと思われまますので、皆さんが利用しやすい制度となるよう講演会等を開催して広く皆さんに周知していく取組を行ってまいります。引き続き、事務局の方でも啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、今後もよろしく願いいたします。

【清水委員】我々、家族会においても勉強していかなくてはならないと考えておりますので、成年後見制度や社会資源の利用法について勉強会を開いていこうと考えておりますので今後もご協力をお願いいたします。

【石津委員】色々な方の後見人の話を聴いて、費用も大体知っております。後見人は、入院や手術についてできないことも多くあるので、できない部分も説明していただくとより解りやすいと思います。後見人だからすべてできるという訳ではありません。そのため、親が亡くなっても安心できる制度ではないと感じます。後見人ができないことを説明いただくとより解りやすくなると思います。

## (2) 地域生活支援拠点事業について

事務局より概要説明が行われた。【議案 (2) 地域生活支援拠点事業について】

主な意見としては次のとおり。

【小松会長】 只今、事務局から議案（2）地域生活支援拠点事業について説明がありましたが、何かご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

【榎田委員】 計画の中の重点施策①の地域生活支援拠点の早期整備1か所という数値目標と面的整備について、現状は1か所を作らないから色々な事業所をお願いしながら体制を作り、令和8年度までにどこか1か所を作ると捉えてよいのでしょうか。

【事務局】 あくまでも、数値1か所となっていますが、当然、面的整備型を想定としてひたちなか市にそういう機能があるというところでの1か所という意味であり、いくつの事業所が協力してくれるという目標ではなくて、協力いただけるところで協力をいただいて体制を整備するというところの、どうしても数値になってしまうのでこのような表現になっておりますけど、そこは検討の余地があると思います。例えば、面積整備型で整備であるとか、数値以外の表現も有り得るのかと思います。

【小松会長】 資料6ページの（1）においても地域生活支援拠点とは、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することと書かれておりますので、そういうサービスを一つ大きく作ることだと思えます。

【石崎委員】 資料6ページ（4）今後の方向性について、必要な機能として①④⑤について基幹相談支援センターを中核としてと記載されており、②③については課題を整理し、早期実現を検討していくということですが、こちらについては、国の方では5つ揃わないというよりは先行しての開始も有りという話があるかと思いますが、①④⑤を先行と考えているのか、すべて5つ揃ってから拠点とするのかを教えてくださいいただけますか。

【事務局】 国・県より、地域生活支援拠点の整備について調査が来ておりますが、あくまで、5つすべて揃った時点で自立支援協議会での承認を経て、ひたちなか市の体制整備が整うと考えております。

【岡野委員】 緊急時の受入れ機能について、具体化されるときは、該当する事業所への加算まで整備された内容での説明会を開く予定はありますか。

【事務局】 事業所の皆様のご協力をいただかないと成り立たない制度となっておりますので、その辺をしっかりと金銭的な手当も含めまして、しっかりとしたものを整えた上で皆様へのご協力の打診、説明会という形でお示ししながら、ご協力いただくところをご協力いただき、財政的な支援を含めて検討していかなければならないと思いますので、無償とは考えておりません。

### （3）相談支援部会の活動報告について

黒田部会長より概要説明が行われた。【議案（3）相談支援部会の活動報告について】

主な意見としては次のとおり。

【小松会長】 只今、黒田部会長からご説明をいただきましたが、何かご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

【清水委員】 資料8ページ「3.基幹相談支援センターの持つ専門的相談機能について」、「困難ケースを提示いただきたい」というのはどのように理解すればよいでしょうか。

【黒田部会長】 日頃から様々な相談対応を行っている相談員たちに対して、講師より相談支援のアドバイスをも

らう場をいただくイメージです。

【清水委員】相談の場ということですか。

【黒田部会長】講師の方をお呼びする時は、共にケース対応にあたるということではなく、専門的な知識等を学び、相談員が相談する場を定期的にいただくということです。

【清水委員】家族会でも事例検討を行っており、家族の話を自由にできるようにしています。我々は、専門集団ではなく経験者集団ではありますが、経験をもとに様々な相談に対応しております。令和5年11月15日に事例検討会を行いますので、是非お越しいただければと思います。

【黒田部会長】相談は、ご本人様及びご家族様のためにどう寄り添っていかかが究極なところですので、今回のお話を部会や基幹に伝えたいと思います。

#### (4) 防災専門部会の活動報告について

有阪委員（防災部会長）より概要説明が行われた。【議案（4）防災専門部会の活動報告について、別紙1】

主な意見としては次のとおり。

【小松会長】只今、有阪部会長よりご説明をいただきましたが、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

【小松会長】今回の物資の受渡訓練というのは、拠点をはたちなか市で作られてそこに情報が上がってきて、不足しているがどうすればということから、把握している指定の場所に取りに来てくださいという受渡訓練という感じでよろしいでしょうか。

【有阪委員】本来は、災害が起きて各協定福祉避難所の約3日分の備蓄品で賄うこととなりますが、防災訓練の日は、スケジュールがタイトであるため、3日経過後を想定して行いました。事務局が、各協定福祉避難所の不足状況を取りまとめて市とやり取りをし、市から指定された指定避難所に各事業者が物資の受取に行きました。実際の災害時は、事業所の物資の不足状況を事務局への連絡または市に直接連絡するのが良いのかということも災害の大きさにもよって課題であると部会にて意見がありました。

【小松会長】以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

### 3 その他

【事務局】委員の皆様、本日の議事につきまして貴重なご意見をいただきありがとうございました。事務局より、次回、第3回自立支援協議会についてお知らせいたします。令和6年2月7日（水）午前10時から、ここ基幹相談支援センター研修室で開催いたします。

次回協議会の議事として、今回の第7期はたちなか市障害福祉計画の策定を中心にご提案をさせていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

### 4 閉会

以上